

市民委員会資料①

議案第 177 号 川崎市とどろきアリーナ条例及び川崎市武道館条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第 178 号 川崎市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 179 号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

参考資料 1 川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料 2 川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料 3 川崎市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料 4 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市民・こども局

(平成24年11月21日)

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前									
別表（第10条関係）										別表（第10条関係）									
1 施設専用利用料										1 施設専用利用料									
種別			金額					種別			金額								
			午前	午後 1	午後 2	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日					
			9時～12時	0時10分～3時20分～	3時20分～6時30分～	6時30分～9時～	9時～12時				1 時～ 4 時	5 時30分～	9 時～ 9 時						
			3時10分	6時20分	9時30分	9時30分				30分	9 時30分	30分							
メインアリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	18, 000円	18, 000円	18, 000円	18, 000円	63, 000円	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	18, 000円	21, 000円	24, 000円	63, 000円						
		入場料を徴収する場合	72, 000円	72, 000円	72, 000円	72, 000円	252, 000円		入場料を徴収する場合	72, 000円	84, 000円	96, 000円	252, 000円						
	その他の催物に利用する場合	興行に利用する場合	360, 000円	360, 000円	360, 000円	360, 000円	1, 260, 000円	その他の催物に利用する場合	興行に利用する場合	360, 000円	420, 000円	480, 000円	1, 260, 000円						
		見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合	180, 000円	180, 000円	180, 000円	180, 000円	630, 000円		見本市、商品展示会その他これらに類することに利用する場合	180, 000円	210, 000円	240, 000円	630, 000円						

改正後								改正前							
備考															
			集会、式典その他に利用する場合	90,000円	<u>90,000円</u>	<u>90,000円</u>	<u>90,000円</u>	315,000円			集会、式典その他に利用する場合	90,000円	<u>105,000円</u>	<u>120,000円</u>	315,000円
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	全面	12,000円	<u>12,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>12,000円</u>	42,000円	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	全面	12,000円	<u>14,000円</u>	<u>16,000円</u>	42,000円
			半面	6,000円	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>	21,000円			半面	6,000円	<u>7,000円</u>	<u>8,000円</u>	21,000円
	ナ	入場料を徴収する場合	36,000円	<u>36,000円</u>	<u>36,000円</u>	<u>36,000円</u>	126,000円	ナ	入場料を徴収する場合	36,000円	<u>42,000円</u>	<u>48,000円</u>	126,000円		
	体育室 1			3,000円	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	10,500円	体育室 1			3,000円	<u>3,500円</u>	<u>4,000円</u>	10,500円
	体育室 2			3,000円	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	10,500円	体育室 2			3,000円	<u>3,500円</u>	<u>4,000円</u>	10,500円
	研修室 1			3,600円	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	12,600円	研修室 1			3,600円	<u>4,200円</u>	<u>4,800円</u>	12,600円
	研修室 2			3,600円	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	<u>3,600円</u>	12,600円	研修室 2			3,600円	<u>4,200円</u>	<u>4,800円</u>	12,600円
	楽屋 1			1,200円	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	4,200円	楽屋 1			1,200円	<u>1,400円</u>	<u>1,600円</u>	4,200円
	楽屋 2			900円	<u>900円</u>	<u>900円</u>	<u>900円</u>	3,150円	楽屋 2			900円	<u>1,050円</u>	<u>1,200円</u>	3,150円
	楽屋 3			900円	<u>900円</u>	<u>900円</u>	<u>900円</u>	3,150円	楽屋 3			900円	<u>1,050円</u>	<u>1,200円</u>	3,150円
	選手控室 1			1,200円	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	4,200円	選手控室 1			1,200円	<u>1,400円</u>	<u>1,600円</u>	4,200円
	選手控室 2			1,200円	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,200円</u>	4,200円	選手控室 2			1,200円	<u>1,400円</u>	<u>1,600円</u>	4,200円
	選手控室 3			900円	<u>900円</u>	<u>900円</u>	<u>900円</u>	3,150円	選手控室 3			900円	<u>1,050円</u>	<u>1,200円</u>	3,150円
	選手控室 4			900円	<u>900円</u>	<u>900円</u>	<u>900円</u>	3,150円	選手控室 4			900円	<u>1,050円</u>	<u>1,200円</u>	3,150円
	役員室 1			600円	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	2,100円	役員室 1			600円	<u>700円</u>	<u>800円</u>	2,100円
	役員室 2			600円	<u>600円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>	2,100円	役員室 2			600円	<u>700円</u>	<u>800円</u>	2,100円
	備考								備考						
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178								1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178							

改正後	改正前
号)に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。 2 利用日の前日又は翌日に準備又は片付けのためにメインアリーナを利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。 3 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間(午後9時30分から午前9時までの時間に限る。)に利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料(前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額)の30分当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。 4 午前、<u>午後1、午後2</u>又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料(第1項及び第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額)の30分当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。 <u>5 削除</u>	号)に規定する休日に利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。 2 利用日の前日又は翌日に準備又は片付けのためにメインアリーナを利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の5割相当額とする。 3 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間(午後9時30分から午前9時までの時間に限る。)に利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料(前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額)の30分当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。 4 午前、<u>午後</u>又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料(第1項及び第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額)の30分当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。 <u>5 午前12時から午後1時までの時間又は午後4時30分から午後5時30分までの時間(以下これらの時間を「中間時間」という。)において利用する場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用に係る中間時間が接続する前の利用時間の区分の規定利用料(第1項及び第2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額)の30分当たりの額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設専用利用料は、無料とする。</u>
2 設備専用利用料	2 設備専用利用料

改正後			改正前		
(1) メインアリーナの設備専用利用料			(1) メインアリーナの設備専用利用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
舞台設備（移動ステージに限る。）	1 式 1 日	50,000円	舞台設備（移動ステージに限る。）	1 式 1 日	50,000円
舞台設備（移動ステージを除く。）	1 台、1 本その他 1 単位 1 日	2,000円	舞台設備（移動ステージを除く。）	1 台、1 本その他 1 単位 1 日	2,000円
放送設備	1 式、1 卓、1 本その他 1 単位 1 回	5,000円	放送設備	1 式、1 卓、1 本その他 1 単位 1 回	5,000円
照明設備	1 式、1 卓、1 台、1 キロワットその他 1 単位 1 回	5,000円	照明設備	1 式、1 卓、1 台、1 キロワットその他 1 単位 1 回	5,000円
スポーツ設備	1 組、1 枚、1 面その他 1 単位 1 日又は 1 回	40,000円	スポーツ設備	1 組、1 枚、1 面その他 1 単位 1 日又は 1 回	40,000円
大型映像装置	1 式 1 回	30,000円	大型映像装置	1 式 1 回	30,000円
その他設備	1 枚、1 脚、1 平方メートルその他 1 単位 1 日又は 1 回	5,000円	その他設備	1 枚、1 脚、1 平方メートルその他 1 単位 1 日又は 1 回	5,000円
備考			備考		
1 本表においては、 <u>午前</u> 、 <u>午後 1</u> 、 <u>午後 2</u> 及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。 <u>ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3 回として扱う。</u>			1 本表においては午前、 <u>午後</u> 及び夜間をそれぞれ 1 回として扱う。 <u>この場合において、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。</u>		
2 午前、 <u>午後 1</u> 、 <u>午後 2</u> 、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、 <u>3 時間まで</u> ごとに、1 回として扱う。			2 午前、 <u>午後</u> 、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、 <u>4 時間まで</u> ごとに、1 回として扱う。		
(2) その他の設備専用利用料			(2) その他の設備専用利用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
放送設備	1 式、1 本その他 1 単位 1 回	1,500円	放送設備	1 式、1 本その他 1 単位 1 回	1,500円
スポーツ設備	1 組、1 枚その他 1 単位 1 回	1,000円	スポーツ設備	1 組、1 枚その他 1 単位 1 回	1,000円
その他設備	1 枚、1 脚、1 式、1 台その他 1 単位 1	2,000円	その他設備	1 枚、1 脚、1 式、1 台その他 1 単位 1	2,000円

改正後

日又は1回

備考

1

本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。

2

午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。

3

冷暖房設備及び照明設備専用利用料

種別		単位	金額	
冷暖房設備	メインアリーナ	1時間	26,000円	
	サブアリーナ	1時間	9,000円	
照明設備	メインアリーナ	全灯	1時間	4,000円
		2分の1灯	1時間	2,000円
		4分の1灯	1時間	1,000円

4

個人利用料

種別	金額			
	午前	午後1	午後2	夜間
	9時～12時	0時10分	3時20分	6時30分
		～3時10分	～6時20分	～9時30分
		分	分	分

改正前

日又は1回

備考

1

本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。この場合において、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。

2

午前、午後、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、4時間までごとに、1回として扱う。

3

冷暖房設備及び照明設備専用利用料

種別		単位	金額	
冷暖房設備	メインアリーナ	1時間	26,000円	
	サブアリーナ	1時間	9,000円	
照明設備	メインアリーナ	全灯	1時間	4,000円
		2分の1灯	1時間	2,000円
		4分の1灯	1時間	1,000円

4

個人利用料

種別	金額			
	午前	午後	夜間	
	9時～12時	1時～4時30分	5時30分～9時30分	
		分	分	
			分	

改正後							改正前							
	サブアリーナ 体育室 研修室	6歳以上18歳未満の者（小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。）	150円	150円	<u>150円</u>	150円	サブアリーナ 体育室 研修室	6歳以上18歳未満の者（小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。）	150円	150円	150円			
		18歳以上の者（高校生を除く。）	300円	300円	<u>300円</u>	300円		300円	300円	300円				
	トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	150円	150円	<u>150円</u>	150円	トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	150円	150円	150円			
		18歳以上の者（高校生を除く。）	300円	300円	<u>300円</u>	300円		300円	300円	300円				
	体力測定室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1回につき				200円	体力測定室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1回につき				200円
		18歳以上の者（高校生を除く。）	1回につき				400円		18歳以上の者（高校生を除く。）	1回につき				400円

改正後				改正前			
ス ポ ー ツ サ ウ ナ	15歳以上の者	利用時間	午前 9 時～午後 9 時30 分	ス ポ ー ツ サ ウ ナ	15歳以上の者	利用時間	午前 9 時～午後 9 時30分
		1 回につき	600円			1 回につき	600円

川崎市武道館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前				
別表（第12条関係）						別表（第12条関係）				
1 専用利用料						1 専用利用料				
区分	午前	午後 1	午後 2	夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	0時10分～	3時20分～	6時 30 分～	9時～9時30分		9 時～12時	1 時～ 4 時30分	5 時30分～ 9 時30分	9 時～ 9 時30分
		3時10分	6時20分	9時30分						
柔道場	1, 600円	1, 900円	2, 200円	2, 500円	7, 500円	柔道場	1, 600円	2, 500円	3, 400円	7, 500円
剣道場	1, 600円	1, 900円	2, 200円	2, 500円	7, 500円	剣道場	1, 600円	2, 500円	3, 400円	7, 500円
備考						備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。						1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の専用利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。				
2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。						2 第7条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後9時30分から午前9時までの時間に限る。）に利用するときの専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
3 午前、午後 1、午後 2 又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。						3 午前、午後又は夜間の利用時間の区分内における利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
4 削除						4 午前12時から午後1時までの時間又は午後4時30分から午後5時30分までの時間（以下これらの時間を「中間時間」という。）において				

改正後	改正前																														
2 個人利用料 <table><tr><th>利用場所</th><th>利用者</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">柔道場</td><td>6 歳以上20歳未満の者</td><td rowspan="2">100円</td></tr><tr><td>20歳以上の学生</td></tr><tr><td>20歳以上の者（学生を除く。）</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="3">剣道場</td><td>6 歳以上20歳未満の者</td><td rowspan="2">100円</td></tr><tr><td>20歳以上の学生</td></tr><tr><td>20歳以上の者（学生を除く。）</td><td>200円</td></tr></table>	利用場所	利用者	金額	柔道場	6 歳以上20歳未満の者	100円	20歳以上の学生	20歳以上の者（学生を除く。）	200円	剣道場	6 歳以上20歳未満の者	100円	20歳以上の学生	20歳以上の者（学生を除く。）	200円	利用する場合の専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用に係る中間時間が接続する前の利用時間の区分の規定利用料（第1項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の専用利用料は、無料とする。 2 個人利用料 <table><tr><th>利用場所</th><th>利用者</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">柔道場</td><td>6 歳以上20歳未満の者</td><td rowspan="2">100円</td></tr><tr><td>20歳以上の学生</td></tr><tr><td>20歳以上の者（学生を除く。）</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="3">剣道場</td><td>6 歳以上20歳未満の者</td><td rowspan="2">100円</td></tr><tr><td>20歳以上の学生</td></tr><tr><td>20歳以上の者（学生を除く。）</td><td>200円</td></tr></table>	利用場所	利用者	金額	柔道場	6 歳以上20歳未満の者	100円	20歳以上の学生	20歳以上の者（学生を除く。）	200円	剣道場	6 歳以上20歳未満の者	100円	20歳以上の学生	20歳以上の者（学生を除く。）	200円
利用場所	利用者	金額																													
柔道場	6 歳以上20歳未満の者	100円																													
	20歳以上の学生																														
	20歳以上の者（学生を除く。）	200円																													
剣道場	6 歳以上20歳未満の者	100円																													
	20歳以上の学生																														
	20歳以上の者（学生を除く。）	200円																													
利用場所	利用者	金額																													
柔道場	6 歳以上20歳未満の者	100円																													
	20歳以上の学生																														
	20歳以上の者（学生を除く。）	200円																													
剣道場	6 歳以上20歳未満の者	100円																													
	20歳以上の学生																														
	20歳以上の者（学生を除く。）	200円																													

川崎市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前
○川崎市体育館条例			○川崎市体育館条例
昭和31年 4 月 2 日 条例第14号			昭和31年 4 月 2 日 条例第14号
4 駐車場利用料			
<u>種別</u>	<u>基本料金</u>	<u>超過料金</u>	
<u>普通自動車</u>	<u>1 台 1 時間まで</u> 300円	<u>超過時間30分までごとに</u> 150円	
<u>中型自動車</u> <u>大型自動車</u>	<u>1 台 1 時間まで</u> 600円	<u>超過時間30分までごとに</u> 300円	
備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法			
(昭和35年法律第105号) 第 3 条に規定する普通自動車、中型自動車又			
は大型自動車をいう。			

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前									
別表（第12条関係）										別表（第12条関係）									
1 施設専用利用料										1 施設専用利用料									
種別				金額					種別				金額						
				午前	午後 1	午後 2	夜間	全日					午前	午後	夜間	全日			
				9時～12時	0時10分 ～ 3時10分	3時20分 ～ 6時20分	6時30分 ～ 9時30分	9時～9時30分					9時～12時	1時～4時30分	5時30分 ～9時30分	9時～9時30分			
大体育室	入場料を徴収しない場合	全面利用	幸高津宮前多摩麻生	6,300円	7,500円	8,400円	9,600円	28,400円	大体育室	入場料を徴収しない場合	全面利用	幸高津宮前多摩麻生	6,300円	9,300円	12,800円	28,400円			
		半面利用	幸高津宮前多摩麻生	3,150円	3,750円	4,200円	4,800円	14,200円			半面利用	幸高津宮前多摩麻生	3,150円	4,650円	6,400円	14,200円			
	入場料を徴収する場合	幸高津宮前多摩麻生	18,900円	22,600円	25,300円	28,800円	85,400円	入場料を徴収する場合		幸高津宮前多摩麻生	18,900円	28,100円	38,400円	85,400円					
小体育室			幸高津	3,500円	4,100円	4,600円	5,200円	15,600円	小体育室			幸高津	3,500円	5,100円	7,000円	15,600円			
			宮前麻生	2,500円	2,900円	3,300円	3,800円	11,300円				宮前麻生	2,500円	3,700円	5,100円	11,300円			

改正後								改正前							
第 1 武道室	多摩	900円	1, 100円	1, 300円	1, 500円	4, 400円		第 1 武道室	多摩	900円	1, 500円	2, 000円	4, 400円		
	高津	900円	1, 100円	1, 300円	1, 500円	4, 400円	高津		900円	1, 500円	2, 000円	4, 400円			
	多摩						多摩								
第 2 武道室	高津	900円	1, 100円	1, 300円	1, 500円	4, 400円	第 2 武道室	高津	900円	1, 500円	2, 000円	4, 400円			
	多摩							多摩							
	麻生	麻生													
研修室	高津	1, 600円	1, 600円	1, 700円	2, 100円	6, 300円	研修室	高津	1, 600円	1, 900円	2, 800円	6, 300円			
	多摩							多摩							
	麻生	麻生													
第 1 研修室	幸	1, 100円	1, 200円	1, 400円	1, 600円	4, 900円	第 1 研修室	幸	1, 100円	1, 600円	2, 200円	4, 900円			
	宮前	1, 600円	1, 600円	1, 700円	2, 100円	6, 300円		宮前	1, 600円	1, 900円	2, 800円	6, 300円			
第 2 研修室	幸	800円	900円	1, 000円	1, 400円	3, 800円	第 2 研修室	幸	800円	1, 100円	1, 900円	3, 800円			
	宮前	1, 600円	1, 600円	1, 700円	2, 100円	6, 300円		宮前	1, 600円	1, 900円	2, 800円	6, 300円			
第 3 研修室	幸	1, 100円	1, 200円	1, 400円	1, 600円	4, 900円	第 3 研修室	幸	1, 100円	1, 600円	2, 200円	4, 900円			
種別		単位				金額	種別		単位				金額		
温水プール	多摩	1 コース 1 回 2 時間まで				3, 000円	温水プール	多摩	1 コース 1 回 2 時間まで				3, 000円		
アーチェリー練習場	多摩	1 回 2 時間まで				900円	アーチェリー練習場	多摩	1 回 2 時間まで				900円		
野球場	多摩	1 回 2 時間まで				2, 500円	野球場	多摩	1 回 2 時間まで				2, 500円		
テニスコート	多摩	1 面 1 回 1 時間まで				750円	テニスコート	多摩	1 面 1 回 1 時間まで				750円		
テニスコート照明施設	多摩	1 面 1 回 1 時間まで				800円	テニスコート照明施設	多摩	1 面 1 回 1 時間まで				800円		
備考								備考							
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第 1 武道室、第 2 武道室、								1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に大体育室、小体育室、第 1 武道室、第 2 武道室、							

改正後	改正前												
研修室、第 1 研修室、第 2 研修室又は第 3 研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。 2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時30分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 3 午前、<u>午後 1、午後 2</u>又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第 1 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 <u>4 削除</u>	研修室、第 1 研修室、第 2 研修室又は第 3 研修室（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。 2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時30分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）の 2 割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 3 午前、<u>午後</u>又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第 1 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。 <u>4 午前12時から午後 1 時までの時間又は午後 4 時30分から午後 5 時30分までの時間（以下これらの時間を「中間時間」という。）において大体育室等を利用する場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間30分につき、当該利用に係る中間時間が接続する前の利用時間の区分の規定利用料（第 1 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の30分当たりの額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設専用利用料は、無料とする。</u>												
2 設備専用利用料	2 設備専用利用料												
<table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>スポーツ設</td><td>1 組、1 台、1 枚、1 面その他 1 単位 1</td><td>1,000円</td></tr></table>	種別	単位	金額	スポーツ設	1 組、1 台、1 枚、1 面その他 1 単位 1	1,000円	<table><tr><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>スポーツ設</td><td>1 組、1 台、1 枚、1 面その他 1 単位 1</td><td>1,000円</td></tr></table>	種別	単位	金額	スポーツ設	1 組、1 台、1 枚、1 面その他 1 単位 1	1,000円
種別	単位	金額											
スポーツ設	1 組、1 台、1 枚、1 面その他 1 単位 1	1,000円											
種別	単位	金額											
スポーツ設	1 組、1 台、1 枚、1 面その他 1 単位 1	1,000円											

改正後				改正前			
備	回			備	回		
その他設備	1組、1キロワットその他1単位	1回	1,500円	その他設備	1組、1キロワットその他1単位	1回	1,500円
備考				備考			
1 本表においては、<u>午前</u>、<u>午後1</u>、<u>午後2</u>及び夜間をそれぞれ1回として扱う。<u>ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。</u> 2 午前、<u>午後1</u>、<u>午後2</u>、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、<u>3時間</u>までごとに、1回として扱う。 3 個人利用料				1 本表においては午前、<u>午後</u>及び夜間をそれぞれ1回として扱う。<u>この場合において、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備専用利用料は、無料とする。</u> 2 午前、<u>午後</u>、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、<u>4時間</u>までごとに、1回として扱う。 3 個人利用料			
種別		金額				種別	
		午前	午後1	午後2	夜間		
		9時～12時	0時10分～3時10分	3時20分～6時20分	6時30分～9時30分		
大体育室	6歳以上20歳未満の者	100円	100円	100円	100円	大体育室	6歳以上20歳未満の者
小体育室	20歳以上の学生					小体育室	20歳以上の学生
トレーニング室	20歳以上の者（学生を除く。）	200円	200円	200円	200円	トレーニング室	20歳以上の者（学生を除く。）
第1武道室						第1武道室	
第2武道室						第2武道室	
種別		基本料金		超過料金		種別	
温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで	200円	超過時間30分まで	50円	温水プール	3歳以上15歳未満の者
	15歳以上の中学生						15歳以上の中学生
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで	500円	超過時間30分まで	125円		15歳以上の者（中学生を除く。）
4 駐車場利用料				4 駐車場利用料			

改正後				改正前			
種別		基本料金	超過料金	種別		基本料金	超過料金
普通自動車	高津	1台1時間まで	超過時間30分までごとに	普通自動車	多摩	1台1時間まで 200円	超過時間30分までごとに 100円
	麻生	300円	150円				
	宮前	1台1時間まで	超過時間30分までごとに	中型自動車 大型自動車	多摩	1台1時間まで 500円	超過時間30分までごとに 250円
	多摩	200円	100円				
中型自動車 大型自動車	多摩	1台1時間まで 500円	超過時間30分までごとに 250円				
備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。				備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。			

市民委員会資料②

1 平成24年第4回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第181号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の制定について

参考資料 指定申出法人の概要について

市民・こども局

(平成24年11月21日)



指定申出法人の概要について

1 特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

代表者氏名	青木 和雄
主たる事務所の所在地	横浜市中区新港2丁目2番1号横浜ワールドポーターズ6階 NP0 スクエア
設立登記年月日	平成15年4月16日
認証年月日	平成15年4月3日
定款に記載された目的	この法人は、個人・企業・団体等から多様な寄付を募り、子ども・若者・子育てに関わる人を支える民間非営利組織の財政基盤を確立するための助成等の支援を行うことにより、子ども・若者・子育てに関わる人に心を寄せる人々をつなぎ、子どもたちが生きていることに誇りと喜びをもてる地域社会を創ることを目的とする。
特定非営利活動の種類	・子どもの健全育成を図る活動 ・特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 特定非営利活動法人キーパーソン 21

代表者氏名	朝山 敦子
主たる事務所の所在地	川崎市中原区新丸子東2丁目907番地－304
設立登記年月日	平成13年12月20日
認証年月日	平成13年12月12日
定款に記載された目的	この法人は、子ども達、主として小中学生、高校生世代に対して、様々な職業の社会人との交流の場を作り、彼らが自分の将来について考えるきっかけを持たせ、視野を広げ、社会への旅立ちの自覚と自立心の醸成を促し子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。あわせて、青年からシニア世代の市民に対して社会参加の支援をすることにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	・子どもの健全育成を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・まちづくりの推進を図る活動